

京都市訓令甲第 6 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

平成 2 1 年 1 0 月 3 0 日

京都市長 門 川 大 作

第 3 条第 1 項第 1 号中「第 1 条」を「第 1 条第 1 項」に改め、「課（」の右に「同項に規定する」を、「含む。）」の右に「及びセンター」を加える。

第 6 条第 1 項第 2 号中「課」の右に「（課を置かない室を含む。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成 2 1 年 1 1 月 1 日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)